

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 福井地方法務局長 小鷹狩正美 (以下「甲」という。),
支出負担行為担当官 福井労働局総務部長 田崎 潤一 (以下「乙」という。)
及び支出負担行為担当官 北陸財務局総務管理官 左近 真 (以下「丙」という。)
と、〇〇〇 (以下「丁」という。)とは、次の条項により「平成30年度
文書廃棄処理業務 (単価契約) (共同調達)」に関する契約 (以下「本契約」と
いう。)を締結する。

(信義誠実の原則)

第1条 甲, 乙及び丙 (以下「甲等」という。)及び丁は、信義に従って誠実に
本契約の各条項を履行しなければならない。

(本契約の目的)

第2条 本契約は、別添「仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づき、平成
30年度文書廃棄処理業務 (単価契約) (共同調達) (以下「本業務」という。)
を行い、甲等は、丁にその対価を支払うものとする。

(履行場所)

第3条 業務の履行場所は、仕様書に記載する場所とする。

2 丁は、前項の甲等が承認する場所として、丁が業務を履行するために必要
な要件を満たす作業場所をあらかじめ、丁の負担で用意するものとする。

3 甲等は、必要に応じて、前項の作業場所を視閲することができるものとす
る。

4 前2項の作業場所の要件及び丁が当該作業場所を使用するに当たって遵守
すべき事項については、甲等及び丁の協議の上、決定するものとする。

(契約期間)

第4条 契約期間は、契約締結日から平成31年3月31日までとする。

(契約金額)

第5条 契約金額の単価は、別表のとおりとする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29
条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出し
た額である。

(契約保証金)

第6条 甲等は、本契約に係る丁が納付すべき契約保証金を免除するものとす
る。

(権利義務の譲渡等の制限)

第7条 丁は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲等の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲等の対価の支払による弁済の効力は、甲等が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

(再委託)

第8条 丁は、本業務の全部を第三者に委託することはできない。

2 丁は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 丁は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲等に対しすべての責任を負うものとする。

4 丁は、本業務の一部を再委託するときは、丁がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

5 丁は、第22条第2項第14号から第18号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を再委託者（委託が数次にわたるときは、すべての委託者を含む。以下同じ。）とすることができない。

6 丁は、契約後に再委託者が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再委託者との契約を解除し、又は再委託者に対し契約を解除させるようにしなければならない。なお、この場合において、丁は、甲等に対して損害賠償その他名目のいかなを問わず金銭を要求することができないものとする。

7 甲等は、丁が次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 再委託者が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再委託者の締結する契約を承認したとき。

(2) 正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再委託者との契約を解除せず、若しくは再委託者に対し再委託者が締結した契約を解除させるためにとりうる措置を講じないとき。

8 前項の場合、丁は甲等が実際に被った損害について、第27条に規定する損害賠償責任を免れない。

(再委託先の変更)

第9条 丁は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、

その承認を受けなければならない。

(履行体制)

- 第10条 丁は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙1の履行体制図を甲に提出しなければならない。
- 2 丁は、別紙1の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。
- (1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
 - (2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。
 - (3) 契約金額の変更のみの場合。
- 3 前項の場合において、甲等は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、丁に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(応札条件の維持)

- 第11条 丁は、本契約が終了するまで、仕様書に定める応札者の条件を維持しなければならない。

(秘密の保持)

- 第12条 丁は、甲等の与えた指示及び本契約の遂行上知り得た甲等の秘密情報（書面等をもって甲等が丁に提供した情報及び甲等の施設内又はそれに準じる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切をいう。以下「秘密情報」という。）の機密性を保持し、これを本契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- 2 丁は、本業務及び前項にて秘密保持義務を負っている甲等の秘密情報が化体されたソフトウェア、図面、書類、データ等を、本契約履行のために必要な範囲の従事者以外の者に開示し、または使用させてはならない。
- 3 丁は、自らの従事者その他の者に対して、本条の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。
- 4 丁が本条の義務に違反した場合には、甲等は丁に対して、契約金額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求することができる。この場合、丁は、甲等が実際に被った損害について、第27条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。
- 5 個人情報に関する取扱いについては、前各項に掲げるほか別紙2の取扱いを遵守しなければならない。
- 6 前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

(費用負担)

- 第13条 本業務の遂行に要する一切の費用は、丁の負担とする。ただし、本契約書及び仕様書に別途定める場合はこの限りではない。

(服務等)

第14条 丁は、業務を行うに当たっては、甲等の指示に従い、常に善良な管理者の注意をもって行わなければならない。

2 丁は、丁の従事者の身元、風紀、衛生及び規律の維持に関して一切の責任を負うものとする。

3 甲等は、丁の従事者が不相当と認めたときは、丁に対して従事者の交替を求めることができる。

4 丁は業務を行うに当たっては、必要に応じ現場責任者を定め、甲等に通知するものとする。

(監督等)

第15条 甲等は、本契約の履行に関し、甲等の指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に、丁の本業務の遂行を監督させ、又は、必要な指示をさせることができる。

2 丁は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

3 甲等は、第8条の規定により行われた再委託について、丁に対し、本契約上の義務の履行に関して為された丁と第三者との間の契約内容の開示を要求することができるものとする。

(事情変更)

第16条 甲等及び丁は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議して本契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲等及び丁が協議して書面により定めるものとする。

(期間の延長)

第17条 丁は、天災地変その他正当な理由により契約に定める期限までに業務を終了することができない場合は、正当な理由を明らかにして甲等に期間の延長を求めることができる。

2 甲等は、丁の理由をやむを得ないものと認めたときは、甲等が相当と認める日数の期間を延長することができる。

3 丁の責に帰すべき事由による延期の申し出があった場合、丁は、違約罰として甲等に対し、遅延日数に応じ、契約金額に対して「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」の定める率を乗じて計算した遅延損害金を納付するものとする。

4 前項の場合、丁は、甲等が実際に被った損害について、第27条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

(検査)

第18条 丁は、本業務を終了したときには、速やかに甲等に報告し、甲等の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

2 甲等は、丁から前項の規定による報告を受けた日から10日以内に、検査

を終了するものとする。

- 3 甲等の要求があった場合には、丁は、甲等の実施する検査に立ち会うため、丁の要員を派遣しなければならない。
- 4 丁は、第1項の検査に合格したときをもって業務を完了したものとする。
- 5 検査に合格しなかった場合、丁は、検査職員の指示に従い、遅滞なく必要な修正等を行った上、再度検査を受けなければならない。
- 6 第3項及び第5項に係る一切の費用は、丁の負担とする。

(契約金額の請求及び支払)

第19条 丁は、検査終了後、第5条に定める金額の支払請求書を作成し、対価の支払いを、仕様書中項番4のNo1については「官署支出官 北陸財務局総務管理官」、No2～12については「支出官 福井労働局長」、No13～16については「官署支出官 福井地方法務局長」(以下「官署支出官等」という。)に請求するものとする。

- 2 前項の請求金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 3 官署支出官等は、丁から適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に請求金額を丁の金融機関の口座へ振込みにより支払わなければならない。
- 4 前項の期限内に官署支出官等より支払がないときは、官署支出官等は「政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)」第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和24年12月12日大蔵省告示第991号)において定められた率の割合による遅延利息を丁に対して支払わなければならない。

(業務完了後における説明等)

第20条 丁は、本業務の完了後においても、甲等から本業務の内容について説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(丁のかし担保責任及び品質保証義務違反)

第21条 甲等は第18条第2項に規定する検査の完了の日から起算して1年以内に、本業務のかし(以下「本業務のかし」という。)を発見したときは、丁に対して丁の負担において、相当の期間を定めて甲等の承認及び選択した方法により、そのかしの修補を請求することができる。

- 2 甲等は、前項の請求とともに、又はこれに代えて損害賠償を請求することができる。本項によって賠償を請求することができる損害は、本業務のかしを原因として、甲等に発生した次の各号の費用、負担、その他の損害(以下「損害等」という。)で本業務のかしと相当因果関係のあるものとする。
 - (1) 本業務のかしの改修に要する期間中、本業務の甲等の使用目的を達成するために要した内部人件費等の一切の費用
 - (2) 本業務のかしを原因として、本業務が本来予定される基準を下回る性能又は機能しか発揮せず、それを主たる原因として、甲等の使用目的の遂行に支障が生じ、その結果を回復するために、甲等が要した人件費、外部業者委託費等の一切の費用

- (3) 前項に規定する事情を主たる原因として、甲等の提供する行政サービスに障害が生じ、その結果、その行政サービスの受領者（以下「国民等」という。）から、クレーム、訴訟手続、その他の不服申立て等（以下「不服申立て等」という。）が提起された場合において、甲等が国民等に支払いを命ぜられた金額及び乙が不服申立て等を防御するために要した一切の費用
- 3 第1項に定める期間経過後といえども、丁の責に帰すべき事由が原因となった本業務の重大な欠陥及び丁の故意又は重大な過失による欠陥が発見され、又は発生した場合には、甲等は、本契約の解除ができるほか、又は解除に代えて、丁に対し、甲等が被った損害の賠償を請求できるものとする。本項によって賠償を請求することができる損害は、甲等に発生した損害等で、丁の当該帰責事由と相当因果関係のあるものとする。
- 4 前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

(解除)

- 第22条 甲等は、自己の都合により、丁に対し1か月の予告期間をもって書面により通告し、本契約を解除することができる。
- 2 甲等は、丁に次の各号に該当する事由が生じ、甲等がこれにより丁による本契約上の義務の履行に重大な支障が生じると認められるときは、甲等は、何らの通知又は催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないとき。
- (2) 相当な理由なく、期間内に本契約を履行する見込みがないと認められるとき。
- (3) 甲等に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
- (4) 財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる事由があるとき。
- (5) 第12条に規定する秘密の保持を遵守しないとき。
- (6) 本業務の履行に著しい遅延のあったとき。
- (7) 第18条に規定する再検査を経ても検査に合格する見込みがないと認められるとき。
- (8) 第21条に規定するかしが重大で、契約の目的を達することができないとき又は同条に規定する甲等の請求に応じないとき。
- (9) 監督官庁から営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき。
- (10) 自己の財産について、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立てがあったとき。
- (11) 破産、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき又は清算に入ったとき。
- (12) 手形、小切手の不渡り等、支払停止、支払不能等の事由が生じたとき。
- (13) 解散の決議をしたとき。
- (14) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行

為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

- (15) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (16) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (17) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (18) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (19) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき。
 - (20) 自ら又は第三者を利用して、法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。
 - (21) 自ら又は第三者を利用して、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき。
 - (22) 自ら又は第三者を利用して、偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為をしたとき。
 - (23) その他、第19号から第22号に準ずる行為をしたとき。
- 3 甲等が前項の規定により本契約を解除した場合、丁に対して、契約金額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。
 - 4 丁が、本契約書で別途定める場合を除き、本契約上の規定に違反した場合には、甲等は、第2項の解除をしない場合でも、丁に対して契約金額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。
 - 5 前二項の場合、丁は、甲等が実際に被った損害について、第27条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。
 - 6 甲等が第1項及び第2項の規定により本契約を解除した場合、丁は、甲等に対して損害賠償その他名目のいかなを問わず金銭を要求することができないものとする。

（本契約の任意解約等）

第23条 甲等は、必要に応じて本契約の内容を変更し、又は本契約を一時中止し、若しくは打切ることができるものとする。

2 甲等が前項により本契約の内容変更又は一時中止若しくは打切りをした場合には、甲等は、丁の要求により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に規定する費用を補償するものとする。

- (1) 本契約の内容変更の場合 合理的な追加費用
- (2) 本契約の一時中止又は打切の場合 当該時点までに丁に発生した合理的な費用
- 3 前項の場合において、丁は、甲等に対して前項の費用以外に損害賠償その他名目のいかなを問わず金銭を要求することができないものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第24条 甲等は、本契約に関し、丁が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、丁又は丁の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第2項又は第4項及び第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令（独占禁止法第7条の2第7項、第8項又は第9項の規定適用がある場合に限る。）を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 丁又は丁の代理人（丁又は丁の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 丁は、本契約に関して、丁又は丁の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲等に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第25条 丁は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲等が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲等が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、丁又は丁の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、丁又は丁の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第2項又は第4項及び第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）。
- (3) 公正取引委員会が、丁又は丁の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 丁又は丁の代理人（丁又は丁の代理人が法人にあっては、その役員又は使

用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 丁は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲等が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、丁又は丁の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項、第2項及び第4項の規定による納付命令(独占禁止法第7条の2第7項、第8項又は第9項の規定適用がある場合に限る。)を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった(同訴訟が取り下げられた場合を含む。)又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき(独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。)

(2) 当該刑の確定において、丁が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 丁が甲等に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 丁は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、第27条に定める損害の額が違約金を超過する場合において、甲等がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

(調査)

第26条 甲等は必要と認める場合には、期限を示して、丁にその業務若しくは資産の状況に関し報告若しくは帳簿書類その他の資料の提出を求め、又は甲等の指定する者(甲等と契約関係にある公認会計士等を含む。)を丁の営業所、工場その他の関係場所に派遣して必要な調査をさせることができるものとする。

2 丁は、前項の規定による報告及び資料の提出並びに調査に協力しなければならない。

3 第1項の規定による報告若しくは資料の提出又は調査に関して、丁が報告若しくは資料の提出をせず、若しくは丁が虚偽の報告若しくは資料を提出し、又は丁が調査に協力しない場合には、甲等は、丁に対して、契約金額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。

4 前項の場合において、丁は、甲等が実際に被った損害について、第27条に規定する損害賠償を免れないものとする。

(損害賠償)

第27条 丁は、債務不履行その他請求原因のいかんにかかわらず、甲等に損害を与えた場合は、甲等に対し、一切の損害を賠償するものとする。

2 前項の損害には、甲等が丁に対し履行を求める一切の費用、国民等から、不服申立て等が提起された場合において甲等が国民等に支払いを要する金額及び甲等が不服申立て等を防御するために要した一切の費用並びにこれらの

ために要する訴訟等裁判手続に関する費用を含むものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第28条 丁は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲等に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(紛争の解決)

第29条 本契約について、甲等と丁との間で協議を要するものにつき協議が整わないとき、又は甲等と丁との間に紛争が生じたときは、甲等の所在地を管轄する地方裁判所に調停の申し立てを行い、甲等と丁双方ともこれに服するものとする。

(法律、規格等の遵守)

第30条 丁は、本契約上の義務の履行に関して必要とされる法令、規格等の一切を遵守し、その適法性を確保するものとする。

(補則)

第31条 本契約に関して疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲等及び丁が協議して決定するものとする。

本契約の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙、丙、丁それぞれが記名押印の上、甲等及び丁が1通を保有する。

平成30年7月 日

甲 福井県福井市春山1-1-54
福井春山合同庁舎6階
支出負担行為担当官
福井地方法務局長 小鷹狩 正美

乙 福井県福井市春山1-1-54
福井春山合同庁舎14階
支出負担行為担当官
福井労働局総務部長 田崎 潤一

丙 石川県金沢市新神田4-3-10

支出負担行為担当官
北陸財務局総務管理官 左近 真

丁 <契約相手先>

様式 1

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
福井地方法務局長 殿

名称
代表者氏名 印

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 委託する相手方の商号又は名称及び住所
- 2 委託する相手方の業務の範囲
- 3 委託を行う合理的理由
- 4 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

様式2

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
福井地方法務局長 殿

名称
代表者氏名

印

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
- 2 変更後の事業者の業務の範囲
- 3 変更する理由
- 4 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

様式3

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
福井地方法務局長 殿

名称
代表者氏名 印

履行体制図変更届出書

契約書第10条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

- 1 契約件名
- 2 変更の内容
- 3 変更後の体制図

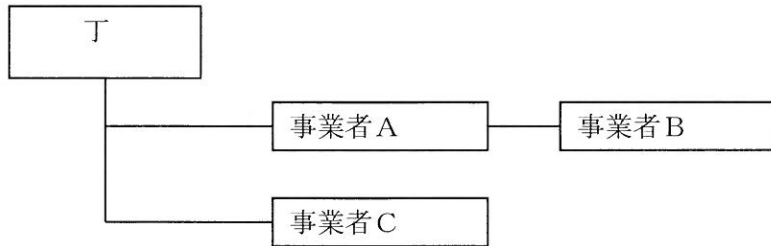
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・ 各事業参加者の事業名及び住所
- ・ 契約金額（丁が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・ 各事業参加者の行う業務の範囲
- ・ 業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A			
B			



個人情報に関する取扱い(第12条第5項)

(定義)

第1条 本契約における個人情報とは、甲等から丁に開示又は提供される情報のうち、生存する個人に関する情報であつて当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声等によつて当該個人を識別できるもの(当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによつて当該個人を識別できるものを含む。)として甲等が指定する情報をいう。

(秘密保持)

第2条 丁は、甲等の事前の書面による承諾なく、いかなる方法によつても個人情報を第三者に開示又は提供等してはならないものとする。

- 2 甲等は前項の承諾を求められた場合、必要に応じて第三者との契約書案の写し、その他甲等の指定する書類の提出を丁に求めることができるものとする。
- 3 丁は、甲等の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本契約書と同等の義務を課さなければならない。なお、第三者が個人情報の紛失、破壊、盗用、改竄及び漏洩などの事故等((以下「事故等」という。)故意、過失を問わない。)を発生させ、甲等又は個人情報から識別される個人に損害を与えた場合、丁はその損害を賠償しなければならない。

(個人情報の使用)

第3条 丁は、個人情報を本業務の遂行に必要な範囲に限り使用できるものとする。

(複製等)

第4条 丁は、個人情報を本業務遂行に必要な場合であつて、かつ、甲等の事前の書面による承諾がある場合に限り、複製又は加工をすることができるものとする。

- 2 丁は、前項により複製又は加工した個人情報についても、本契約書上の個人情報として取扱うものとする。

(管理)

第5条 丁は、個人情報の漏洩、滅失、き損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 丁は、本業務を遂行するために個人情報に接する必要がある従業員その他、業

務遂行に従事する者(以下「従業員等」という。)以外の者が個人情報に接することのないように個人情報を保管等するものとし、また、丁の責任において個人情報に接する従業員等に本契約の義務を遵守させなければならない。

(個人情報の取得)

第6条 丁は、本業務の遂行上、甲等から指示がある場合を除き丁自ら個人情報に該当する情報を取得してはならない。なお、丁が個人情報の取得を要すると判断した場合には、甲等に通知のうえ甲等の指示に従うものとする。なお、甲等が丁の個人情報の取得を必要と認める場合には可能な限り個人情報を特定し、その指示は文書にて行うこととする。

(問合せ等)

第7条 丁は、個人情報に関する開示、訂正、利用停止等の請求又は問合せを受けた場合、直ちに甲等に連絡のうえ、甲等の指示に従わなければならない。

(個人情報の返還)

第8条 丁は、甲等の要求がある場合、又は本業務が終了した場合、甲等の指示に従い丁の責任と負担において個人情報を甲等に返還、破棄若しくは消去しなければならない。なお、甲等の求めに応じ、破棄、消去の方法、完了日等を甲等に報告するものとする。

(事故発生時の対応等)

第9条 丁は、個人情報に関する事故等の発生、若しくはその恐れがあることを知った場合、直ちに甲等に連絡し、甲等の指示の下に、丁の責任と負担において対応策を講ずるものとする。なお、事故等の発生により甲等又は情報主体本人に損害を与えた場合には、丁はその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、個人情報の情報主体との関係などから丁自ら上記の対応策を講ずることが必要と判断するときは、丁の責任と負担において対応策を講ずるものとする。ただし、その場合であっても事後甲等に報告し了解を得るものとする。なお、丁自らの対応策についても甲等が指示する場合は、甲等の指示に従うものとする。

3 前2項における連絡及び対応策の実施は丁の債務不履行に係る責任を免除するものではない。

(再委託を行う場合の取扱)

第10条 丁は、本業務の一部を第三者に委任した場合、当該第三者に対し本別紙2と同等の義務を課さなければならない。また、当該第三者が事故等を発生させた場合であっても甲等又は情報主体本人に損害を与えた場合には、丁はその損害を賠償するものとする。

(監査)

第11条 甲等は、必要があると認めた場合において丁の業務の履行場所、施設等に立ち入り、本別紙2上の義務の遵守状況を確認できるものとする。なお、立ち入りの方法等については甲等と丁で協議するものとする。

2 甲等は、前各項の結果、不備等が確認された場合、必要な指示を行うことができるものとする。

3 第1項の結果、事故等が発生する蓋然性が高い不備があると甲等が判断した場合、或いは第2項の指示後相当の期間経過後においても不備が是正されない場合、又は指示に従わない場合、甲等は直ちに無償にて本業務の全部又は一部を解除できるものとする。また、甲等に損害が生じた場合には、丁は、その損害を賠償しなければならない。

項目	単価(税抜き)	備考
1. 溶解処理料	円/kg	
2. 運搬費用 ●●市	円/台	
●●市 ●●市 ●●市	円/台	
●●市 ●●市	円/台	
3. その他(一般古紙)	円	